

# 法令外国語訳・実施推進検討会議「最終報告」の概要

## 法令外国語訳推進の意義と方向性

- ・国際取引の円滑化(国際競争力の強化)
- ・対日投資の促進
- ・法整備支援の推進
- ・我が国に対する国際理解の増進
- ・在日外国人の生活上の利便向上



- ・ニーズのある法令について、最新の改正に対応した翻訳が十分に行われていない。
- ・翻訳があっても、同じ用語や言い回し等が統一的に訳されていない。
- ・翻訳があっても、その有無・所在等の情報が一元化されていない。
- ・所管府省や民間等による個別的な取組だけでは、これらの問題点の解決は困難。



必要な法令について統一的で信頼できる外国語訳(第一次的に英語訳)が継続的に整備され、その翻訳を容易に利用できる状態が実現されるように、政府において早急に基盤整備に取り組む必要がある。



## 政府が取り組むべき施策

### 翻訳ルール(標準対訳辞書)の策定

- ・翻訳ルール(翻訳の基本スタンス及び日英対訳)を策定し、これに準拠した翻訳が行われるように措置を講ずるべき。
- ・当面は内閣官房司法制度改革推進室において、の継続的体制立ち上げ後は当該体制において、翻訳ルールの充実・改訂のための作業を行うべき。

### 翻訳を利用しやすい環境の整備

- ・内閣官房司法制度改革推進室において、平成18年度初めに暫定的なホームページを立ち上げ、一元的な情報提供を無償で開始すべき。
- ・の継続的体制においては、十分な検索機能等を備えた本格的なホームページを立ち上げるべき。

### 重要な法令の翻訳の整備

- ・政府は、翻訳整備計画(平成18~20年度)を策定し、翻訳ルールに準拠し、一定水準以上の品質を確保した翻訳が整備されるよう措置を講ずるべき。
- ・翻訳整備計画期間後も、政府は、法改正や新規立法等に関し、連絡会議などの枠組みを活用し、基盤整備の観点から必要な対応を行うべき。
- ・所管府省が翻訳を外部委託する場合は、所定のガイドラインによることとし、また、外部の意見を反映できる仕組みを整備するなどして、翻訳の品質を確保できるようにすべき。

### 継続的作業を行うための体制の整備

- ・政府は、継続的作業(翻訳ルールの充実・改訂、機能的ホームページの設置・維持)を行うための体制について検討すべき。
- ・遅くとも翻訳整備計画期間後の平成21年度初めには本格的業務が開始できるよう、平成18年度中のできるだけ早い時期に、独立行政法人等又は政府部内に継続的体制の具体的受け皿を決定すべき。